

◆令和3年度箕面市介護予防・日常生活支援総合事業報酬見直しに係る説明会Q&A(R3. 3. 23)及びその他の質問をまとめています。

	分類	問	回答
1	委託連携 加算	委託連携加算は初回加算と同時に算定可能か。	いずれも算定可能 ※国から詳細が示されていないため、今後変更となる可能性があります。
2		委託連携加算は、委託先が変わるたびに何度でも算定可能か。	
3		委託連携加算において、例えばA包括から委託を受けている事業所が、包括の変更でB包括と新たに委託契約を締結する場合、委託連携加算はとれるのか。	
4		委託連携加算は一旦終了届を出したケースも、改めて同じ事業所に再委託した場合も算定可能か。算定可能なら、終了届から再委託まで最低空白期間の定めがあるか。	
5	人員基準	箕面市の緩和型要支援の方の受け入れ体制は変わりませんか。人員基準など。	変更ありません。
6	料金改定	料金変更に伴い、利用者への料金改定の同意書は必要と思いますが、要支援の方はどうなりますか。	料金改定については、全ての利用者に対してお知らせいただく必要があります。同意書までは求めませんが、必ず書面配布を行い、その旨を記録してください。 (介護保険最新情報 Vol. 740 (令和元年9月18日) を参照ください。)

7	料金改定	4月に利用料金が変わり、またコロナの特例措置が終わる10月にも変わるとのことだが、そのたびに同意書が必要なのでしょうか。	同意書までは求めませんが、必ず書面で説明を行い、記録を残すようにしてください。料金に変更になった都度配布する必要はなく、4月に配布する書面で「4月から9月までの料金、10月からの料金」と記載していただいても結構です。その旨の市への報告は不要です。
8	加算等	事業所評価加算、ADL加算、卒業加算などの加算は今回見送りとなりますか。	「ADL改善加算」「卒業加算」等については、今回は導入を行いませんが、状態改善結果におけるサービス利用の効果測定のありかたや、短期集中型サービス（通所型サービスC）のありかたを含め、他市の先進事例などについて、今後研究を進めます。
9	その他	市として卒業についての考え方を教えてください。（集いの場の現状等）	通所型サービスAを卒業されたかたのための地域の通いの場としては、地域包括支援センターが中心となり、地域の資源をご紹介します。 具体的には、 ・民間のジムや介護予防教室 ・稲ふれあいセンター・東生涯学習センター・西南生涯学習センターでの、運動トレーナーによる体操指導 ・公共施設での介護予防教室等 ・街かどデイハウスの介護予防教室 ・シニアクラブの介護予防教室 ・スカイアリーナ・第二総合運動場のトレーニングルーム ・稲ふれあいセンターの各種サークル ・シニアクラブの各種サークル ・シニア活動応援交付金利用サークル ・地域の介護予防サークル ・第一総合運動場・第二総合運動場のスポーツサークル等について、ご紹介しています。 これらの情報については、民間ジム等を除き、一部は市のホームページでもご

			案内していますが、加えて、国がインターネット上で検索できるシステムを構築中と聞いており、閲覧可能になりましたら、関係機関にご案内する予定です。
--	--	--	---

◆加算等についてのQ&A

	分類	問	回答
1	選択的サービス複数実施加算	選択的サービス複数実施加算は、週1回実施が算定要件だが、年末年始が事業所の所定の休日で実施できない週があった場合、その週を除いた全ての週で実施していれば算定可能か。それとも、週1回以上できていなければ算定不可となるのか。	選択的サービス複数実施加算の算定要件は「週1回以上」であり、年末年始、事業所の所定の休日に関わらず、日曜日から土曜日までの1週間で一度も実施がない場合は、加算の算定はできません。 年末年始など、月をまたぐ週で実施できなかったが、12月と1月の他の週では全て実施できていたという場合は、12月か1月のどちらか一方で加算の算定ができます。(どちらにするかは事業所が選択)

問い合わせ先

総合事業(給付関連)	高齢福祉室(高齢福祉 G)	727-9505
総合事業(事業者指定関連)	広域福祉課(地域密着・総合事業 G)	727-9539
総合事業(自立支援型個別会議への市医療職参加)	高齢福祉室(介護予防 G)	727-9505
総合事業(事業対象者認定、旨の届出関連)	高齢福祉室(介護認定 G)	727-9559
総合事業以外(予防給付・介護給付)の給付関連	介護・医療・年金室	724-6860